

## 会津若松市公認排水設備工事業者の指定取消し等の処分に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、会津若松市下水道条例（昭和56年条例第21号。以下「条例」という。）第8条の2第2項の規定に基づき会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した公認排水設備工事業者（以下「公認業者」という。）に対し、管理者が行う、条例第8条の7の規定に基づき行う指定の取消し等の処分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (行為の調査、報告等)

第2条 下水道施設課長（以下「課長」という。）は、公認業者が条例第8条の7に該当する違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行わなければならない。

2 課長は、前項の調査において公認業者による違反行為の事実が認められたときは、直ちに当該違反者に対し、違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めなければならない。

3 課長は、違反行為の内容及びてん末書の内容を検討し、行政処分又は文書警告を要すると判断した場合は、公認排水設備工事業者違反行為報告書（様式第1号）により、遅滞なく会津若松市上下水道局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

### (文書等による注意)

第3条 課長は、前条第3項の判断において行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、公認業者に嚴重注意通知書（様式第2号）又は警告通知書（様式第3号）により通知することができる。

### (行政処分)

第4条 局長は、第2条第3項に基づく報告を受け、当該違反行為の内容を検討し、管理者に報告し、会津若松市公認排水設備工事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の要否及び文書警告の実施について、意見を具申することができる。

### (指定の取消し等の決定)

第5条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、委員会の審議結果に基づき行うものとする。

### (聴聞の実施)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）、会津若松市行政手続条例（平成8年条例第25号）及び会津若松市上下水道局聴聞規程（平成8年規程第15号）に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該措置に関する聴聞の手続を行うものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、当該違反者に対し、聴聞通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 聴聞を終結したときは、課長は速やかに聴聞調書（様式第5号）、聴聞結果報告書（様式第6号）及び処分案を作成し、局長に報告しなければならない。

### (指定の取消し等の手続)

第7条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、行政手続法及び会津若松市行政手続条例に定めるところによる。

(処分等)

第8条 管理者が指定の取消し等を行うときは、公認業者に不利益処分通知書（様式第7号）により、当該処分等の通知をするものとする。

2 管理者は、条例に基づき指定の取消し等を行う場合には、速やかに公示を行わなければならない。

3 指定の取消しの処分は、処分された日から2年を経過した日をもって消滅する。

4 前項の期間が経過しないにもかかわらず、排水設備等の新設等の工事の施工を行ったものは、永久に指定を受けることができない。

5 条例第8条の7に基づく停止処分を受け、その処分のあった日から2年を経過しない者が再度停止の処分を受けたときは、指定を取消することができる。

6 指定の取消し等は、当該処分の執行初日前において既に施工している工事には適用しない。

(処分の基準)

第9条 この要綱に定める公認業者の指定取消し等に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

違反項目	下水道条例	違反内容	処分内容
指定要件違反	第8条の3第1項第1号	排水設備工事を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに、下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施行に関し技能を有する者として認め、登録した者をいう。以下「責任技術者」という。)を置かないとき。	取消し
	第8条の3第1項第2号	排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。	
	第8条の3第1項第3号	福島県内に営業所を有しなくなったとき。	
	第8条の3第1項第4号ア	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	
	第8条の3第1項第4号イ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
	第8条の3第1項第4号ウ	下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。	
		① 指定の停止処分中に工事を施工したとき。	
② 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。			
③ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し又は被害を与えたとき。			
④ 竣工したにもかかわらず、工事検査を受けなかったとき。			
⑤ 工事検査の改善指示に従わないとき。			
⑥ メーターの不正使用等をしたとき。			
⑦ その他、管理者が不正又は不誠実な行為であると判断したとき。			
第8条の3第1項第4号エ	精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。	取消し	
公認業者責務等違反	第6条、第7条第2項、第8条の6第1項	申請書を提出しない又は管理者の確認を受けずに工事を施工したとき。	取消し又は停止
	第6条第2項、第8条の6第1項	申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとする際、管理者の確認を受けなかったとき。	
	第7条第3項、第8条の6第1項	排水設備等の新設等を行った者が行う下水道条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定による届出に必要な書類の作成に協力しなかったとき。	
	第8条、第8条の3第1項第1号	工事の完了した日から起算して5日以内に完成届を提出しなかったとき。	
	第8条の3第1項第1号	正当な理由がないもの関わらず、工事施工の申込みを拒んだとき。	
		適正な工費で工事の施工しないとき。また、工事の契約に際して、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	
	第8条の6第2項第1号	排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせたとき。	
	第8条の6第2項第2号	公認業者としての自己の名義を他人に譲渡又は貸与したとき。	
	第8条の6第2項第3号	責任技術者の監理の下におかないで設計又は施工したとき。	
	第8条の6第2項第4号	排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等について、不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでないにも関わらず、無償で補修しなかったとき。	
	第8条の6第2項第5号	排水設備工事の検査で、正当な理由なく当該排水設備工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかったとき。	
	第8条の6第3項第1号	条例第8条の3各号に掲げる要件を欠くに至ったにも関わらず届け出なかったとき又は虚偽の届出をしたとき。	
第8条の6第3項第2号	排水設備工事の事業を廃止し、休止し又は再開しようとするにも関わらず届出なかった又は虚偽の届出をしたとき。		
第8条の6第3項第3号	公認業者(法人にあっては、その代表者)又は責任技術者が死亡し、退職し、職務に耐えない疾病にかかった又は行方不明になったにも関わらず届出なかった又は虚偽の届出をしたとき。		
法令違反、不正申請等	第8条の7第1項第4号	不正な手段又は虚偽の方法により公認排水設備工事業者の指定を受けたとき。	取消し

※処分内容については、各違反事実に係る最高処分を示している。